

ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン

第1 趣旨

本ガイドラインは、ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）を建設する工事（以下「ずい道等建設工事」という。）における粉じん対策に関し、作業環境を将来にわたってよりよいものとする観点から、粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第128号）により改正された粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）及び粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等（令和2年厚生労働省告示第265号。以下「測定等告示」という。）等の規定のほか、事業者が実施すべき事項及び関係法令において規定されている事項のうち重要なものを一体的に示すことにより、ずい道等建設工事における粉じん対策のより一層の充実を図ることを目的とする。

第2 適用

本ガイドラインは、ずい道等建設工事であって、動力及び発破を用いて鉱物等を掘削する場所における作業（以下「掘削作業」という。）、動力を用いて鉱物等を積み込み若しくは積み卸す場所における作業（以下「ずり積み作業」という。）、コンクリート等を吹き付ける場所における作業（以下「コンクリート等吹付作業」という。）、ロックボルトの取付け作業等、粉じんが発生する作業を有するずい道等建設工事に適用する。

ただし、作業の自動化等により、労働者がずい道等の坑内に入らないずい道等建設工事には、適用しない。

第3 事業者の実施すべき事項

1 粉じん対策に係る計画の策定

事業者は、ずい道等建設工事を実施しようとするときは、事前に、粉じんの発散を抑制するための粉じん発生源に係る措置、換気装置等による換気の実施、粉じん濃度等の測定、有効な呼吸用保護具の使用、労働衛生教育の実施、その他必要な事項を内容とする粉じん対策に係る計画を策定すること。

2 ずい道等の掘削等作業主任者の職務

事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせること。

- (1) 空気中の粉じんの濃度等の測定の方法及びその結果を踏まえた掘削等の作業の方法を決定すること。
- (2) 換気（局所集じん機、伸縮風管、エアカーテン、移動式隔壁等の採用、粉じん抑制剤若しくはエアレス吹付等粉じんの発生を抑制する措置の採用又は遠隔吹付の採用等を含む。）の方法を決定すること。

- (3) 粉じん濃度等の測定結果に応じて、労働者に使用させる呼吸用保護具を選択すること。
- (4) 粉じん濃度等の試料採取機器の設置を指揮し、又は自らこれを行うこと。
- (5) 呼吸用保護具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- (6) 呼吸用保護具の使用状況を監視すること。

3 粉じん発生源に係る措置

事業者は、ずい道建設工事における次の事項について、次に定めるところにより、粉じんの発散を防止するための措置を講じること。ただし、湿潤な土石又は岩石を掘削する作業、湿潤な土石の積込み又は運搬を行う作業及び水の中で土石又は岩石の破碎、粉碎等を行う作業にあっては、この限りでないこと。

(1) 工法

設計段階において、より粉じん発生量の少ないトンネルボーリングマシン工法や、シールド工法等の採用について検討すること。

(2) 掘削作業

ア 発破による掘削作業

① せん孔作業

くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機（発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。）を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。

② 発破作業

発破の作業を行った時は、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ、発破をした箇所に労働者を立ち入らせないこと。

イ 機械による掘削作業（シールド工法及び推進工法による掘削作業を除く。）

次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。

① 湿式型の機械装置を設置すること。

② 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

ウ シールド工法及び推進工法による掘削作業

次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。

① 湿式型の機械装置を設置すること。

② 密閉型のシールド掘削機等切羽の部分が密閉されている機械装置を設置すること。

③ 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

(3) ずり積み等作業

ア 破碎・粉碎・ふるいわけ作業

次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。

① 密閉する設備を設置すること。

② 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

イ ずり積み及びずり運搬作業

土石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること又はこれと同等以上の

措置を講じること。

(4) ロックボルトの取付け等のせん孔作業及びコンクリート等吹付作業

ア ロックボルトの取付け等のせん孔作業

くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機（発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。）を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。

イ コンクリート等吹付作業

① 湿式型の吹付機械装置を使用すること又はこれと同等以上の措置（エアレス吹付技術を含む。）を講じること。

② 吹付コンクリートへの粉じん抑制剤（粉体急結剤、液体急結剤）の添加及びコンクリートの分割練混ぜの導入を図ること。

③ 吹付ノズルと吹付面との距離、吹付角度、吹付圧等に関する作業標準を定め、労働者に当該作業標準に従って作業させること。

④ より本質的な対策として、遠隔吹付技術の導入を検討すること。

(5) その他

ア たい積粉じんの発散を防止するため、坑内に設置した機械設備、電気設備等にたい積した粉じんを定期的に清掃すること。

イ 車両系機械の走行によるたい積粉じんの発散を少なくするため、次の事項の実施に努めること。

① 走行路に散水すること、走行路を仮舗装すること等粉じんの発散を防止すること。

② 走行速度を抑制すること。

③ 過積載をしないこと。

ウ エアカーテン、移動式隔壁等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようにするための方法の導入を図ること。

エ 坑内で常時使用する建設機械については、排出ガスの黒煙を浄化する装置を装着したものの使用に努めること。

なお、レディーミクストコンクリート（JIS A 5308）車等外部から坑内に入ってくる車両については、排気ガスの排出を抑制する運転に努めること。

4 換気装置等（換気装置及び集じん装置をいう。以下同じ。）による換気の実施等

(1) 換気装置による換気の実施

事業者は、坑内の粉じん濃度を減少させるため、次に掲げる事項に留意し、換気装置による換気を行うこと。

ア 換気装置（風管及び換気ファンをいう。以下同じ。）は、ずい道等の規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに最も適した換気方式のものを選定すること。

なお、換気方式の選定に当たっては、発生した粉じんの効果的な排出及び希釈に加え、坑内全域における粉じん濃度の低減に配慮することが必要であり、より効果的な換気方法である吸引捕集方式の導入を図るとともに、局所集じん

機、伸縮風管、エアカーテン、移動式隔壁等の導入を図ること。

イ 送気口（換気装置の送気管又は局所換気ファンによって清浄な空気を坑内に送り込む口のことをいう。以下同じ。）及び吸気口（換気装置の排気管によって坑内の汚染された空気を吸い込む口のことをいう。以下同じ。）は、有効な換気を行うのに適正な位置に設けること。

また、ずい道等建設工事の進捗に応じて速やかに風管を延長すること。

ウ 換気ファンは、風管の長さ、風管の断面積等を考慮した上で、十分な換気能力を有しているものであること。

なお、風量の調整が可能なものが望ましいこと。

エ 換気装置の送気量及び排気量のバランスが適正であること。

オ 粉じんを含む空気が坑内で循環又は滞留しないこと。

カ 坑外に排気された粉じんを含む空気が再び坑内に逆流しないこと。

キ 風管の曲線部は、圧力損失を小さくするため、できるだけ緩やかな曲がりとする。

(2) 集じん装置による集じんの実施

事業者は、坑内の粉じん濃度を減少させるため、次に掲げる事項に留意し、集じん装置による集じんを行うこと。

ア 集じん装置は、ずい道等の規模等を考慮した上、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル（吸入性）粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものであること。

イ 集じん装置は、粉じんの発生源、換気装置の送気口及び吸気口の位置等を考慮し、発散した粉じんを速やかに集じんすることができる位置に設けること。

なお、集じん装置への有効な吸込み気流を作るため、局所換気ファン、隔壁、エアカーテン等を設置することが望ましいこと。また、局所集じん機の導入を図ること。

ウ 集じん装置にたい積した粉じんを廃棄する場合には、粉じんを発散させないようにすること。

(3) 換気装置等の管理

ア 換気装置等の点検及び補修等

事業者は、換気装置等については、半月以内ごとに1回、定期的に、次に掲げる事項について点検を行い、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じること。

① 換気装置

- a 風管及び換気ファンの摩耗、腐食、破損その他損傷の有無及びその程度
- b 風管及び換気ファンにおける粉じんのたい積状態
- c 送気及び排気的能力
- d その他、換気装置の性能を保持するために必要な事項

② 集じん装置

- a 構造部分の摩耗、腐食、破損その他損傷の有無及びその程度
- b 内部における粉じんのたい積状態

- c ろ過装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付け部分等のゆるみの有無
- d 処理能力
- e その他、集じん装置の性能を保持するために必要な事項

イ 換気装置等の点検及び補修等の記録

事業者は、換気装置等の点検を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存すること。

- ① 点検年月日
- ② 点検方法
- ③ 点検箇所
- ④ 点検の結果
- ⑤ 点検を実施した者の氏名
- ⑥ 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

5 粉じん濃度等の測定

(1) 粉じん濃度等の測定

ア 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。以下同じ。）について、半月以内ごとに1回、定期的に、別紙1に定めるところにより、当該坑内作業場の切羽に近接する場所において、次に掲げる事項を測定すること。

また、事業者は、換気装置を初めて使用する場合、又は施設、設備、作業工程若しくは作業方法について大幅な変更を行った場合にも、測定を行う必要があること。

- ① 空気中の粉じんの濃度
- ② 空気中の粉じん中の遊離けい酸の含有率
- ③ 風速
- ④ 換気装置等の風量
- ⑤ 気流の方向

イ ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じんの濃度等の測定が著しく困難である場合は、アの測定を行わないことができる。また、別紙1の3(2)ただし書きに定める方法等、当該坑内作業場における鉱物等中の遊離けい酸の含有率が明らかな場合にあっては、アの②の測定を行わないことができる。

ウ アの①の測定であつて、相対濃度指示方法以外の方法によるものについては、測定の精度を確保するため、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、当該測定について十分な知識及び経験を有する者により実施されるべきであること。アの②の測定についても同様であること。

(2) 空気中の粉じんの濃度の測定結果の評価

事業者は、空気中の粉じんの濃度の測定を行ったときは、その都度、速やかに、次により当該測定の結果の評価を行うこと。

ア 粉じん濃度目標レベル

粉じん濃度目標レベルは 2 mg/m^3 以下とすること。

ただし、掘削断面が小さいため、 2 mg/m^3 を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、 2 mg/m^3 に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。

イ 評価値の計算

空気中の粉じんの濃度の測定結果の評価値（以下「評価値」という。）は、各測定値を算術平均して求めること。

ウ 測定結果の評価

空気中の粉じんの濃度の測定結果の評価は、評価値と粉じん濃度目標レベルとを比較して、評価値が粉じん濃度目標レベルを超えるか否かにより行うこと。

(3) 空気中の粉じん濃度の測定結果に基づく措置

事業者は、評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合には、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき換気装置の風量の増加のほか、より効果的な換気方式への変更、集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等、作業環境を改善するための必要な措置を講じること。

また、事業者は、当該措置を講じたときは、その効果を確認するため、(1)の方法により、空気中の粉じんの濃度の測定を行うこと。

6 有効な呼吸用保護具の使用

(1) 事業者は、坑内作業場で労働者を作業に従事させる場合には、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具（掘削作業、ずり積み作業又はコンクリート等吹付作業にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）を使用させること。

(2) 事業者は、坑内作業場におけるずい道等建設工事の作業のうち、掘削作業、ずり積み作業、又はコンクリート等吹付作業のいずれかに労働者を従事させる場合にあっては、別紙2の定めるところにより、当該作業場についての4(1)の測定の結果（別紙1の3(2)に掲げる「標準的な遊離けい酸の含有率」を使用する場合は当該遊離けい酸含有率を含む。）に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。

(3) 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の徹底

ア 事業者は、呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理に関する方法並びに呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定めること。

イ 事業者は、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること。当該台帳については、3年間保存することが望ましいこと。

(4) 呼吸用保護具の顔面への密着性の確認

事業者は、呼吸用保護具を使用する際には、労働者に顔面への密着性について確認させること。

(5) 呼吸用保護具の備え付け等

事業者は、同時に就業する労働者の人数と同数以上の呼吸用保護具を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。

7 粉じん濃度等の測定等の記録

(1) 事業者は、空気中の粉じんの濃度等の測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを7年間保存すること。

ア 測定日時

イ 測定方法

ウ 測定箇所

エ 測定条件

オ 測定結果

カ 測定結果の評価

キ 測定及び評価を実施した者の氏名

ク 測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

ケ 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

(2) 事業者は、(1)に掲げる事項を、朝礼等で使用する掲示板等、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させること。

なお、周知の方法には、書面を労働者に交付すること、磁気ディスクその他これに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認することができる機器を設置することが含まれること。

(3) (1)に掲げる事項の記録に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア (1)エの「測定条件」は、使用した測定器具の種類、換気方法、換気装置稼働状況、作業の実施状況等測定結果に影響を与える諸条件をいうこと。

イ (1)オの「測定結果」には、ろ過捕集方法及び重量分析方法により粉じんの濃度の測定を行った場合には、各測定点における試料空気の捕集流量、捕集時間、捕集総空気量、重量濃度、重量濃度の平均値、サンプリングの開始時刻及び終了時刻が含まれ、相対濃度指示方法により粉じんの濃度の測定を行った場合には、各測定点における相対濃度、質量濃度変換係数、重量濃度及び重量濃度の平均値が含まれるとともに、いずれの方法により粉じんの濃度の測定を行った場合にも、粉じん中の遊離けい酸の含有率及び算出された要求防護係数が含まれること。

ウ (1)キの「測定を実施した者の氏名」には、測定を外部に委託して行った場合は、受託者の名称等が含まれること。

エ (1)ケの「当該呼吸用保護具の概要」には、電動ファン付き呼吸用保護具に係る製造者名、型式の名称、形状の種類（面体形又はルーズフィット形）、面体の形状の種類（全面形又は半面形）、漏れ率の性能の等級（S級、A級又はB級）、ろ過材の性能の等級（PS1、PS2又はPS3）及び指定防護係数が含まれること。

8 労働衛生教育の実施

事業者は、坑内作業場で労働者を作業に従事させる場合には、次に掲げる労働衛生教育を実施すること。

また、これら労働衛生教育を行ったときは、受講者の記録を作成し、3年間保存すること。

(1) 粉じん作業特別教育

坑内の特定粉じん作業（粉じん障害防止規則第2条第1項第3号に規定する特定粉じん作業をいう。以下同じ。）に従事する労働者に対し、粉じん障害防止規則第22条に基づく特別教育を行うこと。

また、坑内の特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する労働者についても、特別教育に準じた教育を実施すること。

(2) 呼吸用保護具の適正な使用に関する教育

事業者は、坑内作業場で作業に従事する労働者に対し、呼吸用保護具の適切な選択及び使用を図るため、次に掲げる事項について教育を行うこと。

ア 粉じんによる疾病と健康管理

イ 粉じんによる疾病の防止

ウ 別紙2に定める呼吸用保護具の選択及び使用方法

9 その他の粉じん対策

事業者は、労働者が、休憩の際、容易に坑外に出ることが困難な場合は、次に掲げる措置を講じた休憩室を設置すること。

(1) 清浄な空気が室内に送気され、粉じんから労働者が隔離されていること。

(2) 労働者が作業衣等に付着した粉じんを除去することのできる用具が備えられていること。

第4 元方事業者が配慮する事項

1 粉じん対策に係る計画の調整

元方事業者は、第3の1の粉じん対策に係る計画の策定について、第3の1から7までに定める事業者の実施すべき事項に関し、関係請負人と調整を行うこと。

2 教育に対する指導及び援助

元方事業者は、関係請負人が第3の8に定める労働衛生教育について、当該教育を行う場所の提供、当該教育に使用する資料の提供等の措置を講じること。

3 清掃作業日の統一

元方事業者は、関係請負人が第3の3(5)アに定める清掃について、清掃日を統一的に定め、これを当該関係請負人に周知すること。

4 関係請負人に対する技術上の指導等

元方事業者は、関係請負人が講ずべき措置が適切に実施されるように、技術上の指導その他必要な措置を講じること。

第5 附則

- 1 本ガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3の2の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日より前に発注されたずい道等建設工事については、改正前のガイドラインの第3の2、3及び4（2）イの規定は、なおその効力を有する。

空気中の粉じん濃度等の測定方法

1 試料空気の採取

粉じん作業を行う坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の粉じんの濃度等の測定における試料空気の採取は、次に定めるところによること。

- (1) 試料空気の採取は、次のいずれかの方法によること。この場合、次の方法のうち、2以上の方法を同時に実施しても差し支えないこと。また、定期的に行う測定ごとに異なる方法による測定を行うことも差し支えないこと。

ア 定置式の試料採取機器を用いる方法

イ 作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法

ウ 車両系機械(動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる機械をいう。以下同じ。)

に装着されている試料採取機器を用いる方法

- (2) 定置式の試料採取機器を用いる試料空気の採取

ア 試料採取機器は、ずい道等の切羽からおおむね10メートル、30メートル及び50メートルの地点において、当該ずい道等の両側にそれぞれ設置すること。

ただし、ずい道等建設工事のうち発破、機械掘削及びずり積み作業を行う場合は、測定を実施する労働者の安全確保の観点から、ずい道等の切羽からおおむね20メートル、35メートル及び50メートルの地点に設置することができること。

イ 試料採取機器をずい道等の両側に設置する方法には、トンネル壁面に沿って設置した三脚に試料採取機器を固定する方法に加え、トンネルの壁面にアンカーを打ち、当該アンカーに試料採取機器を固定する方法及びトンネル壁面沿いの配管や支保工等に試料採取機器を固定する方法が含まれること。設置の際には、試料採取機器が換気装置による気流を直接受けないように留意すること。

ウ 試料採取機器の採取口の高さは、床上50センチメートル以上150センチメートル以下の高さとし、それぞれおおむね同じ高さとする。

- (3) 作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる試料空気の採取

ア 試料採取機器の装着は、ずい道等の切羽に近接する場所において作業に従事する適切な数(2以上に限る。)の労働者に対して行うこと。

イ 作業工程ごとに労働者が入れ替わる場合は、それぞれの作業工程において切羽に近接する場所で作業に従事する労働者を2人以上選び、それぞれに試料採取機器を装着する必要があること。装着する試料採取機器は、作業に支障がないものとする。

ウ ずい道等の切羽に近接する場所において作業に従事する労働者が1人しかいない場合は、当該労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた2以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取を行うことができること。

- (4) 車両系機械に装着されている試料採取機器を用いる試料空気の採取

ア 試料採取機器の装着は、ずい道等の切羽に近接する場所において作業に使用されている適切な数(2以上に限る。)の車両系機械に対して行うこと。

イ 作業工程ごとに車両系機械が入れ替わる場合は、切羽に近接する場所で作業する車

両系機械を2台以上選び、それぞれに試料採取機器を装着する必要があること。また、ずり出しに使用するトラックは、切羽から坑外へ頻繁に移動することから、測定には使用しないこと。

ウ ずい道等の切羽に近接する場所において作業に使用されている車両系機械が1台しかない場合は、当該車両系機械において適切な間隔をおいた箇所に装着されている2以上の試料採取機器により試料空気の採取を行うことができること。この場合、当該2以上の試料採取機器の間隔を可能な限り広くすること。

エ 試料採取機器を装着する箇所は、落下物による試料採取機器の損傷を防止できる等の適切な箇所とすること。また、空気中の粉じんの濃度を適切に測定する必要があることから、運転用キャビン等外部環境から隔離されている箇所に試料採取機器を装着しないこと。

(5) 試料空気の採取の時間

ア 試料空気の採取の時間は、作業に従事する労働者が同一の作業日のうち坑内作業場におけるずい道等建設工事の一連の作業（掘削作業、ずり積み作業、コンクリート等吹付作業及びロックボルト取付け作業等）に従事する全時間とし、これら一連の作業を反復する場合は、そのうちの1回の全時間とすること。

イ 発破の作業を行う場合においては、労働災害の防止及び試料採取機器の損傷を防ぐ趣旨から、発破の作業を行った時から当該発破による粉じんが適当に薄められるまでの間は労働者及び試料採取機器を安全な場所に退避させ、作業を再開するときに、試料採取機器を再度設置して測定を再開すること。

2 空気中の粉じんの濃度の測定

(1) 空気中の粉じんの濃度の測定の方法

ア 次のいずれかの方法によること。

- ① ろ過捕集方法及び重量分析方法
- ② 相対濃度指示方法

イ アの測定には、分粒装置（試料空気中の粉じんの分粒のため、試料採取機器に接続する装置をいう。以下同じ。）を装着した測定機器を使用すること。分粒装置は、レスピラブル（吸入性）粉じん（分粒特性が4マイクロメートル50%カットである粉じん）を適切に分粒できることが製造者又は輸入者により明らかにされているものであること。

(2) 相対濃度指示方法で使用する測定機器等

ア 相対濃度指示方法で使用する測定機器は、ポンプの流量が分粒装置を適切に機能させることができるものであり、かつ、1年以内ごとに1回、定期に、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第26条第3項の厚生労働大臣の登録を受けた者が行う校正を受けたものであること。

イ 相対濃度指示方法で使用する質量濃度変換係数は、併行測定（試料空気の採取において2（1）ア①及び②に掲げる方法を同時に行うこと）によって得られた数値を使用すること。なお、同一の坑内作業場において複数回の測定の結果、当該係数が安定していることが確認できた場合は、当該係数をその後の測定における質量濃度変換係

数として使用することができること。

ウ 次の表に掲げる測定機器については、当該測定機器の種類に応じ、次の表に定める質量濃度変換係数の値を、「粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等」（令和2年厚生労働省告示第265号）第1条第1項第6号口に規定する「厚生労働省労働基準局長が示す数値」として使用することができること。

測定機器	質量濃度変換係数
LD-5R	0.002 (mg/m ³ /cpm)
LD-6N2	0.002 (mg/m ³ /cpm)

3 粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定

(1) 粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によること。これら分析方法に用いる試料は、1に定める方法に従って採取された試料を用いること。ただし、採取する試料の数は1つで差し支えないこと。

(2) 工事前のボーリング調査等によってあらかじめ坑内作業場の主たる鉱物等の種類が明らかになっている場合には、当該鉱物等の種類に応じて文献等から統計的に求められる標準的な遊離けい酸の含有率として、次の表に定める値を使用することができること。ただし、二酸化けい素を多量に含む変成岩である珪岩の遊離けい酸含有率は、非常に高いことが推定されるため、(1)による測定を行うこと。

なお、火成岩（塩基性岩又は超塩基性岩に限る。）の遊離けい酸含有率は、文献から、次の表に掲げる鉱物等の種類に応じた遊離けい酸含有率の値よりも低いことが推定されるため、坑内作業場の主たる鉱物等の種類が火成岩（塩基性岩又は超塩基性岩に限る。）の場合は、安全側の推計値として、当該鉱物等に係る遊離けい酸含有率を20%とみなして差し支えないこと。

鉱物等の種類	遊離けい酸含有率
火成岩（酸性岩に限る。）、堆積岩及び変成岩（珪岩を除く。）	20%
火成岩（中性岩に限る。）	20%

4 風速等の測定

(1) 風速の測定

風速の測定は、熱線風速計を用いて行うこと。

(2) 換気装置等の風量の測定

換気装置等の風量は、次式により計算すること。

換気装置等の風量 (m³/min) = 風速 (m/sec) × 0.8 × 60 × 送気口又は吸気口の断面積 (m²)

(3) 気流の方向の測定

スモークテスター等により気流の方向の確認を行うこと。

呼吸用保護具の選択及び使用方法

1 電動ファン付き呼吸用保護具の性能

ずい道等建設工事における掘削作業、ずり積み作業及びコンクリート等吹付作業に従事する労働者に使用させなければならない電動ファン付き呼吸用保護具は、当該電動ファン付き呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものとする。

なお、切羽に近接する場所における粉じん作業は、身体負荷が大きい作業が多いことから、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成26年厚生労働省告示第455号）に規定する大風量形を使用すべきであること。

2 要求防護係数

要求防護係数は、次の式により計算すること。

$$PF_r = \frac{C \times Q}{100E}$$

この式において、 PF_r 、 C 、 Q 及び E は、それぞれ次の値を表すこと。

PF_r 要求防護係数

C 別紙1の2の測定における粉じん濃度の測定値の平均値（単位 ミリグラム毎立方メートル）

Q 別紙1の3の測定における遊離けい酸の含有率（単位 パーセント）

E 0.025 （単位 ミリグラム毎立方メートル）

3 指定防護計数

指定防護係数は、別表第1の左欄に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とすること。

ただし、別表第2の左欄に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の粉じん濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具の防護係数（呼吸用保護具の外側の測定対象物の濃度を呼吸用保護具の内側の濃度で除したもの。）が同表の右欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合には、同表の左欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とすることができること。

別表第1

電動ファン付き呼吸用保護具の種類			指定防護係数
全面形面体	S級	PS3又はPL3	1,000
	A級	PS2又はPL2	90
	A級又はB級	PS1又はPL1	19
半面形面体	S級	PS3又はPL3	50

	A級	PS2又はPL2	33
	A級又はB級	PS1又はPL1	14
フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3	25
	A級		20
	S級又はA級	PS2又はPL2	20
	S級、A級又はB級	PS1又はPL1	11
備考 S級、A級及びB級は、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成26年厚生労働省告示第455号）第1条第4項の規定による区分（以下同じ。）であること。PS1、PS2、PS3、PL1、PL2及びPL3は、同条第5項の規定による区分（以下同じ。）であること。			

別表第2

電動ファン付き呼吸用保護具の種類		指定防護係数
半面形面体又はフェイスシールド形	S級かつPS3又はPL3	300
フード形		1,000

ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正について (令和2年7月20日付け基発0720第2号) 別添1 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別添1</p> <p>ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</p> <p>第1 趣旨</p> <p>本ガイドラインは、ずい道等(ずい道及びびたて坑以外の坑(採石法(昭和25年法律第291号)第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。))をいう。以下同じ。)建設工事(以下「ずい道等建設工事」という。))における粉じん対策に関し、作業環境を将来にわたってよりよいものとする観点から、粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第128号)により改正された粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)及び粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等(令和2年厚生労働省告示第265号。以下「測定等告示」という。))等の規定のほか、事業者が実施すべき事項及び関係法令において規定されている事項のうち重要なものを一体的に示すことにより、ずい道等建設工事における粉じん対策のより一層の充実を図ることを目的とする。</p> <p>第2 適用</p> <p>本ガイドラインは、ずい道等を建設する工事であって、動力及び発破を用いて鉱物等を掘削する場所における作業(以下「掘削作業」という。)、動力を用いて鉱物等を積み込み若しくは積み卸す場所における作業(以下「ずり積み作業」という。)、コンクリート等を吹き付ける場所における作業(以下「コンクリート等吹付作業」という。)、ロックボルトの取付け作業等、その実施に伴い粉じんが発生する作業を有するずい道等建設工事に適用する。</p> <p>ただし、作業の自動化等により、労働者がずい道等の坑内に入らないずい道等建設工事には、適用しない。</p> <p>第3 事業者の実施すべき事項</p> <p>1 粉じん対策に係る計画の策定</p> <p>事業者は、ずい道等建設工事を実施しようとするときは、事前に、粉じんの発散を抑制するための粉じん発生源に係る措置、換気装置等による換気の実</p>	<p style="text-align: center;">別添1</p> <p>ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</p> <p>第1 趣旨</p> <p>本ガイドラインは、ずい道等建設工事における粉じん対策に関し、<u>粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)に規定された事項及び粉じん障害防止総合対策において推進することとしている事項等について、その具体的実施事項を一体的に示すことにより、ずい道等建設工事における粉じん対策のより一層の充実を図ることを目的とする。</u></p> <p>第2 適用</p> <p>本ガイドラインは、ずい道等(ずい道及びびたて坑以外の坑(採石法(昭和25年法律第291号)第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。))をいう。以下同じ。)を建設する工事(以下「ずい道等建設工事」という。))であって、掘削、ずり積み、ロックボルトの取付け、コンクリート等の吹付け等、その実施に伴い粉じんが発生する作業を有するずい道等建設工事に適用する。</p> <p>ただし、作業の自動化等により、労働者がずい道等の坑内に入らないずい道等建設工事には、適用しない。</p> <p>第3 事業者の実施すべき事項</p> <p>1 粉じん対策に係る計画の策定</p> <p>事業者は、ずい道等建設工事を実施しようとするときは、事前に、粉じんの発散を抑制するための粉じん発生源に係る措置、換気装置等による換気の実</p>

施、粉じん濃度等の測定、有効な呼吸用保護具の使用、労働衛生教育の実施、その他必要な事項と内容とする粉じん対策に係る計画を策定すること。

2 ずい道等の掘削等作業主任者の職務

事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせること。

- (1) 空气中の粉じんの濃度等の測定の方法及びその結果を踏まえた掘削等の作業の方法を決定すること。
- (2) 換気（局所集じん機、伸縮風管、エアカーテン、移動式隔壁等の採用、粉じん抑制剤若しくはエアレス吹付等粉じんの発生を抑制する措置の採用又は遠隔吹付の採用等を含む。）の方法を決定すること。
- (3) 粉じん濃度等の測定結果に応じて、労働者を使用させる呼吸用保護具を選択すること。
- (4) 粉じん濃度等の試料採取機器の設置を指揮し、又は自らこれを行うこと。
- (5) 呼吸用保護具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- (6) 呼吸用保護具の使用状況を監視すること。

3 粉じん発生源に係る措置

事業者は、ずい道建設工事における次の事項について、次に定めるところにより、粉じんの発散を防止するための措置を講ずること。ただし、湿潤な土石又は岩石を掘削する作業、湿潤な土石の積込み又は運搬を行う作業及び水の中で土石又は岩石の破碎、粉砕等を行う作業にあつては、この限りでないこと。

(1) 工法

設計段階において、より粉じん発生量の少ないトンネルボーリングマシン工法や、シールド工法等の採用について検討すること。

(2) 掘削作業

ア 発破による掘削作業

① せん孔作業

くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機（発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。）を使用すること又はこれと同等以上の措置を講ずること。

② 発破作業

等、換気の実施等の効果を確保するための粉じん濃度等の測定、防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、労働衛生教育の実施、その他必要な事項と内容とする粉じん対策に係る計画を策定すること。

2 粉じん発生源に係る措置

事業者は、坑内の次の作業において、それぞれの定めるところにより、粉じんの発散を防止するための措置を講ずること。ただし、湿潤な土石又は岩石を掘削する作業、湿潤な土石の積込み又は運搬を行う作業及び水の中で土石又は岩石の破碎、粉砕等を行う作業にあつては、この限りでないこと。

(1) 掘削作業

イ 発破による掘削作業

(1) せん孔作業

くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機（発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。）を使用すること又はこれと同等以上の措置を講ずること。

(ロ) 発破作業

発破の作業を行った時は、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ、発破をした箇所に労働者を立ち入らせないこと。

Ⅰ 機械による掘削作業（シールド工法及び推進工法による掘削作業を除く。）

次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。

① 湿式型の機械装置を設置すること。

② 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。
Ⅴ シールド工法及び推進工法による掘削作業

次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。

① 湿式型の機械装置を設置すること。

② 密閉型のシールド掘削機等切羽の部分が密閉されている機械装置を設置すること。

③ 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

④ 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

Ⅰ ずり積み及びずり運搬作業
土石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること又はこれと同等以上の措置を講じること。

⑤ 密閉する設備を設置すること。

⑥ 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

Ⅱ 破砕・粉砕・ふるいわけ作業
次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。

① 密閉する設備を設置すること。

② 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

③ 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

発破後は、安全が確認されたのち、粉じんが適当に薄められた後でなければ、発破をした箇所に労働者を近寄らせないこと。

Ⅱ 機械による掘削作業（シールド工法及び推進工法による掘削作業を除く。）

次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。

(Ⅰ) 湿式型の機械装置を設置すること。

(Ⅱ) 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。
Ⅴ シールド工法及び推進工法による掘削作業

次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。

(Ⅰ) 湿式型の機械装置を設置すること。

(Ⅱ) 密閉型のシールド掘削機等切羽の部分が密閉されている機械装置を設置すること。

(Ⅲ) 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

(Ⅳ) 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

Ⅰ 破砕・粉砕・ふるいわけ作業
次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。

(Ⅰ) 密閉する設備を設置すること。

(Ⅱ) 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

Ⅱ ずり積み及びずり運搬作業
土石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること又はこれと同等以上の措置を講じること。

(Ⅰ) 湿式型の吹付け等吹付け等のせん孔作業及びコンクリート等の吹付け作業

Ⅰ せん孔作業
くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機（発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。）を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。

Ⅱ コンクリート等の吹付け作業
次に掲げる措置を講じること。

(Ⅰ) 湿式型の吹付け機械装置を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。

(Ⅱ) 必要に応じ、コンクリートの原材料に粉じん抑制剤等を入れること。

③ 吹付けノズルと吹付面との距離、吹付角度、吹付圧等に関する作業標準を定め、労働者に当該作業標準に従って作業させること。

④ より本質的な対策として、遠隔吹付技術の導入を検討すること。

(5) その他

ア たい積粉じんの発散を防止するため、坑内に設置した機械設備、電気設備等にたい積した粉じんを定期的に清掃すること。

イ 車面系機械の走行によるたい積粉じんの発散を少なくするため、次の事項の実施に努めること。

① 走行路に散水すること、走行路を仮舗装すること等粉じんの発散を防止すること。

② 走行速度を抑制すること。

③ 過積載をしないこと。

ウ エアカーテン、移動式隔壁等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようにするための方法の導入を図ること。

エ 坑内で常時使用する建設機械については、排出ガスの黒煙を浄化する装置を装着した機械の使用に努めること。

なお、レディミキストコンクリート (JIS A 5308) 車等外部から坑内に入ってくる車両については、排気ガスの排出を抑制する運転に努めること。

4 換気装置等 (換気装置及び集じん装置をいう。以下同じ。) による換気の実施等

(1) 換気装置による換気の実施

事業者は、坑内の粉じん濃度を減少させるため、次に掲げる事項に留意し、換気装置による換気を行うこと。

ア 換気装置 (風管及び換気ファンをいう。以下同じ。) は、ずい道等の規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに最も適した換気方式のものを選定すること。

なお、換気方式の選定に当たっては、発生した粉じんの効果的な排出及び希釈に加え、坑内全域における粉じん濃度の低減に配慮することが必要であり、より効果的な換気方法である吸引捕集方式の導入を図るとともに、局所集じん機、伸縮風管、エアカーテン、移動式隔壁等の導入を図る

(ハ) 吹付けノズルと吹付け面との距離、吹付け角度、吹付け圧等に関する作業標準を定め、労働者に当該作業標準に従って作業させること。

(4) その他

イ たい積粉じんの発散を防止するため、坑内に設置した機械設備、電気設備等にたい積した粉じんを定期的に清掃すること。

ロ 建設機械等の走行によるたい積粉じんの発散を少なくするため、次の事項の実施に努めること。

(イ) 走行路に散水すること、走行路を仮舗装すること等粉じんの発散を防止すること。

(ロ) 走行速度を抑制すること。

(ハ) 過積載をしないこと。

ハ 必要に応じ、エアカーテン等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようにするための方法の採用に努めること。

ニ 坑内で常時使用する建設機械については、排出ガスの黒煙を浄化する装置を装着した機械を使用することに努めること。

なお、レディミキストコンクリート車等外部から坑内に入ってくる車両については、排気ガスの排出を抑制する運転方法に努めること。

3 換気装置等 (換気装置及び集じん装置をいう。以下同じ。) による換気の実施等

(1) 換気装置による換気の実施

事業者は、坑内の粉じん濃度を減少させるため、次に掲げる事項に留意し、換気装置による換気を行うこと。

イ 換気装置 (風管及び換気ファンをいう。以下同じ。) は、ずい道等の規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに最も適した換気方式のものを選定すること。

なお、換気方式の選定に当たっては、発生した粉じんの効果的な排出・希釈及び坑内全域における粉じん濃度の低減に配慮することが必要であり、送気式換気装置、局所換気ファンを有する排気式換気装置、送・排気併用式換気装置、送・排気組合せ式換気装置等の換気装置が望ましいこと

こと。

イ 送気口（換気装置の送気管又は局所換気ファンによって清浄な空気を坑内に送り込む口のこと。以下同じ。）及び吸気口（換気装置の排気管によって坑内の汚染された空気を吸い込む口のこと。以下同じ。）は、有効な換気を行うのに適正な位置に設けること。

また、ずい道等建設工事の進捗に応じて速やかに風管を延長すること。

ウ 換気ファンは、風管の長さ、風管の断面積等を考慮した上で、十分な換気能力を有しているものであること。

なお、風量の調整が可能なのが望ましいこと。

エ 換気装置の送気量及び排気量のバランスが適正であること。

オ 粉じんを含む空気が坑内で循環又は滞留しないこと。

カ 坑外に排気された粉じんを含む空気が再び坑内に逆流しないこと。

キ 風管の曲線部は、圧力損失を小さくするため、できるだけ緩やかな曲がりとする。

(2) 集じん装置による集じんの実施

事業者は、坑内の粉じん濃度を減少させるため、次に掲げる事項に留意し、集じん装置による集じんを行うこと。

ア 集じん装置は、ずい道等の規模等を考慮した上、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル（吸入性）粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものであること。

イ 集じん装置は、粉じんの発生源、換気装置の送気口及び吸気口の位置等を考慮し、発散した粉じんを速やかに集じんすることができる位置に設けること。

なお、集じん装置への有効な吸込み気流を作るため、局所換気ファン、隔壁、エアカーテン等を設置することが望ましいこと。また、局所集じん機の導入を図ること。

ウ 集じん装置にたい積した粉じんを廃棄する場合には、粉じんを発散させないようすること。

(3) 換気装置等の管理

ア 換気装置等の点検及び補修等

事業者は、換気装置等については、半月以内ごとに1回、定期的に、次に

と。

ロ 送気口（換気装置の送気管又は局所換気ファンによって清浄な空気を坑内に送り込む口のこと。以下同じ。）及び吸気口（換気装置の排気管によって坑内の汚染された空気を吸い込む口のこと。以下同じ。）は、有効な換気を行うのに適正な位置に設けること。

また、ずい道等建設工事の進捗に応じて速やかに風管を延長すること。

ハ 換気ファンは、風管の長さ、風管の断面積等を考慮した上で、十分な換気能力を有しているものであること。

なお、風量の調整が可能なのが望ましいこと。

ニ 送気量及び排気量のバランスが適正であること。

ホ 粉じんを含む空気が坑内で循環又は滞留しないこと。

ヘ 坑外に排気された粉じんを含む空気が再び坑内に逆流しないこと。

ト 風管の曲線部は、圧力損失を小さくするため、できるだけ緩やかな曲がりとする。

(2) 集じん装置による集じんの実施

事業者は、必要に応じて、次に掲げる事項に留意し、集じん装置による集じんを行うこと。

イ 集じん装置は、ずい道等の規模等を考慮した上、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものであること。

ロ 集じん装置は、粉じんの発生源、換気装置の送気口及び吸気口の位置等を考慮し、発散した粉じんを速やかに集じんすることができる位置に設けること。

なお、集じん装置への有効な吸込み気流を作るため、局所換気ファン、隔壁、エアカーテン等を設置することが望ましいこと。

ハ 集じん装置にたい積した粉じんを廃棄する場合には、粉じんを発散させないようすること。

(3) 換気装置等の管理

イ 換気装置等の点検及び補修等

事業者は、換気装置等については、半月以内ごとに1回、定期的に、次に

掲げる事項について点検を行い、異常を認めたとときは、直ちに補修その他の措置を講じること。

① 換気装置

- a 風管及び換気ファンの摩耗、腐食、破損その他損傷の有無及びその程度
- b 風管及び換気ファンにおける粉じんのたい積状態
- c 送気及び排気的能力
- d その他、換気装置の性能を保持するために必要な事項

② 集じん装置

- a 構造部分の摩耗、腐食、破損その他損傷の有無及びその程度
- b 内部における粉じんのたい積状態
- c ろ過装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付け部分等のゆるみの有無
- d 処理能力
- e その他、集じん装置の性能を保持するために必要な事項

① 換気装置等の点検及び補修等の記録

事業者は、換気装置等の点検を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存すること。

- ① 点検年月日
- ② 点検方法
- ③ 点検箇所
- ④ 点検の結果
- ⑤ 点検を実施した者の氏名
- ⑥ 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

⑤ 粉じん濃度等の測定

(1) 粉じん濃度等の測定

事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。以下同じ。）について、半月以内ごとに1回、定期に、別紙1に定めるところにより、当該坑内作業場の切羽に近接する場所における次に掲げる事項を測定すること。

また、事業者は、換気装置を初めて使用する場合、又は施設、設備、作

掲げる事項について点検を行い、異常を認めたとときは、直ちに補修その他の措置を講じること。

(イ) 換気装置

- a 風管及び換気ファンの摩耗、腐食、破損その他損傷の有無及びその程度
- b 風管及び換気ファンにおける粉じんのたい積状態
- c 送気及び排気的能力
- d その他、換気装置の性能を保持するために必要な事項

(ロ) 集じん装置

- a 構造部分の摩耗、腐食、破損その他損傷の有無及びその程度
- b 内部における粉じんのたい積状態
- c ろ過装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付け部分等のゆるみの有無
- d 処理能力
- e その他、集じん装置の性能を保持するために必要な事項

② 換気装置等の点検及び補修等の記録

事業者は、換気装置等の点検を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存すること。

- (イ) 点検年月日
- (ロ) 点検方法
- (ハ) 点検箇所
- (ニ) 点検の結果
- (ホ) 点検を実施した者の氏名
- (ヘ) 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

4 換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定

(1) 粉じん濃度等の測定

事業者は、換気の実施等の効果を確認するため、半月以内ごとに1回、定期に次の事項について測定を行うこと。

なお、測定は、別紙「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」に従って実施すること。

また、事業者は、換気装置を初めて使用する場合、又は施設、設備、作業

業工程若しくは作業方法について大幅な変更を行った場合にも、測定を行う必要があること。

- ① 空気中の粉じんの濃度
- ② 空気中の粉じん中の遊離けい酸の含有率
- ③ 風速
- ④ 換気装置等の風量
- ⑤ 気流の方向

イ ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じんの濃度等の測定が著しく困難である場合は、アの測定を行わないことができる。また、別紙1の3(2)ただし書きに定める方法等、当該坑内作業場における鉱物等中の遊離けい酸の含有率が明らかなる場合にあっては、アの②の測定を行わないことができる。

ウ アの①の測定であって、相對濃度指示方法以外の方法によるものについては、測定の精度を確保するため、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、当該測定について十分な知識及び経験を有する者により実施されるべきであること。アの②の測定についても同様であること。

(2) 空気中の粉じん濃度の測定結果の評価

事業者は、空気中の粉じん濃度の測定を行ったときは、その都度、速やかに、次により当該測定の結果の評価を行うこと。

ア 粉じん濃度目標レベル

粉じん濃度目標レベルは $2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とすること。

ただし、掘削断面が小さいため、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。

イ 評価値の計算

空気中の粉じん濃度の測定結果の評価値は、各測定値を算術平均して求めること。

ウ 測定結果の評価

空気中の粉じん濃度の測定結果の評価は、評価値と粉じん濃度目標レベルとを比較して、評価値が粉じん濃度目標レベルを超えるか否かにより行

工程若しくは作業方法について大幅な変更を行った場合にも、測定を行う必要があること。

- イ 空気中の粉じん濃度
- ロ 風速
- ハ 換気装置等の風量
- ニ 気流の方向

(2) 空気中の粉じん濃度の測定結果の評価

事業者は、空気中の粉じん濃度の測定を行ったときは、その都度、速やかに、次により当該測定の結果の評価を行うこと。

イ 粉じん濃度目標レベル

粉じん濃度目標レベルは $3\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とすること。

ただし、掘削断面が小さいため、 $3\text{mg}/\text{m}^3$ を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、 $3\text{mg}/\text{m}^3$ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。

ロ 評価値の計算

空気中の粉じん濃度の測定結果の評価値は、各測定点における測定値を算術平均して求めること。

ハ 測定結果の評価

空気中の粉じん濃度の測定結果の評価は、評価値と粉じん濃度目標レベルとを比較して、評価値が粉じん濃度目標レベルを超えるか否かにより行

うこと。

(3) 空気中の粉じん濃度の測定結果に基づく措置

事業者は、評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合には、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき換気装置の風量の増加のほか、より効果的な換気方式への変更、集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等、作業環境を改善するための必要な措置を講じること。

また、事業者は、当該措置を講じたときは、その効果を確認するため、(1)の方法により、空気中の粉じんの濃度の測定を行うこと。

6 有効な呼吸用保護具の使用

(1) 事業者は、坑内作業場で労働者を作業に従事させる場合には、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具（掘削作業、ざり積み作業又はコンクリート等吹付作業にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）を使用させること。

(2) 事業者は、坑内作業場におけるざり道等建設工事の作業のうち、掘削作業、ざり積み作業、又はコンクリート等吹付作業のいずれかに労働者を従事させる場合には、別紙2の定めるところにより、当該作業場についての4

(1)の測定の結果（別紙1の2(2)の標準の遊離けい酸含有率を使用する場合は当該遊離けい酸含有率を含む。）に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。

(3) 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の徹底

ア 事業者は、呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理に関する方法並びに呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定めること。

イ 事業者は、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること。当該台帳については、3年間保存することが望ましいこと。

うこと。

(3) 空気中の粉じん濃度の測定結果に基づく措置

事業者は、評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合には、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき換気装置の風量の増加、作業工程又は作業方法の改善等作業環境を改善するための必要な措置を講じること。

また、事業者は、当該措置を講じたときは、その効果を確認するため、(1)の粉じん濃度等の測定を行うこと。

5 防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用

事業者は、坑内の作業に労働者を従事させる場合には、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具（動力を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）を使用させるとともに、次に掲げる措置を講じること。

なお、作業の内容及び強度を考慮し、呼吸用保護具の重量、吸排気抵抗等が当該作業に適したものを選択すること。

(1) 保護衣着用管理責任者の選任

保護衣着用管理責任者を次の者から選任し、呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導、呼吸用保護具の保守管理及び廃棄を行わせること。

イ 衛生管理者の資格を有する者
ロ その他労働衛生に関する知識、経験等を有する者

(2) 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の徹底

呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理に関する方法並びに呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定めること。

また、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること。

なお、当該台帳については、3年間保存することが望ましいこと。

(4) 呼吸用保護具の顔面への密着性の確認

事業者は、呼吸用保護具を使用する際には、労働者に顔面への密着性について確認させること。

(5) 呼吸用保護具の備え付け等

事業者は、同時に就業する労働者の人数と同数以上の呼吸用保護具を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。

7 粉じん濃度等の測定等の記録

(1) 事業者は、空气中の粉じん濃度等の測定等を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを7年間保存すること。

ア 測定日時

イ 測定方法

ウ 測定箇所

エ 測定条件

オ 測定結果

カ 測定結果の評価

キ 測定及び評価を実施した者の氏名

ク 測定結果に基づいて改善措置を実施したときは、当該措置の概要

ケ 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用

保護具の概要

(2) 事業者は、(1)に掲げる事項を、朝礼等で使用する掲示板等、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させること。

なお、周知の方法には、書面を労働者に交付すること、磁気ディスクその他これに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認することができる機器を設置することが含まれること。

(3) (1)に掲げる事項の記録に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア (1)エの「測定条件」は、使用した測定器具の種類、換気装置の稼働状況、作業の実施状況等測定結果に影響を与える諸条件をいうこと。

(3) 呼吸用保護具の顔面への密着性の確認

呼吸用保護具を使用する際には、労働者に顔面への密着性について確認させること。

(4) 呼吸用保護具の備え付け等

呼吸用保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。

(4) 粉じん濃度等の測定等の記録

事業者は、粉じん濃度等の測定及び空気中の粉じん濃度の測定結果の評価を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを7年間保存すること。

なお、粉じん濃度等の測定結果については、関係労働者が閲覧できるようにしておくことが望ましいこと。

イ 測定日時

ロ 測定方法

ハ 測定箇所

ニ 測定条件

ホ 測定結果

ヘ 測定結果の評価

ト 測定及び評価を実施した者の氏名

チ 評価に基づいて改善措置を実施したときは、当該措置の概要

イ (1) オの「測定結果」には、ろ過捕集方法及び重量分析方法により粉じんの濃度の測定を行った場合には、各測定点における試料空気の捕集流量、捕集時間、捕集総空気量、重量濃度、重量濃度の平均値、サンプリングの開始時刻及び終了時刻が含まれ、相対濃度指示方法により粉じんの濃度の測定を行った場合には、各測定点における相対濃度、質量濃度変換係数、重量濃度及び重量濃度の平均値が含まれるとともに、いずれの方法により粉じんの濃度の測定を行った場合にも、粉じん中の遊離けい酸の含有率及び算出された要求防護係数が含まれること。

ウ (1) キの「測定を実施した者の氏名」には、測定を外部に委託して行った場合は、受託者の名称等が含まれること。

エ (1) ケの「当該呼吸用保護具の概要」には、電動ファン付き呼吸用保護具に係る製造者名、型式の名称、形状の種類（面体形又はレーズフェイスト形）、面体の形状の種類（全面形又は半面形）、濡れ率の性能の等級（S級、A級又はB級）、ろ過材の性能の等級（PS1、PS2又はPS3）及び指定防護係数が含まれること。

8 労働衛生教育の実施

事業者は、坑内の作業に労働者を従事させる場合には、次に掲げる労働衛生教育を実施すること。

また、これら労働衛生教育を行ったときは、受講者の記録を作成し、3年間保存すること。

(1) 粉じん作業特別教育

坑内の特定粉じん作業（粉じん障害防止規則第2条第1項第3号に規定する特定粉じん作業をいう。以下同じ。）に従事する労働者に対し、粉じん障害防止規則第22条に基づく特別教育を行うこと。

また、坑内の特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する労働者についても、特別教育に準じた教育を実施すること。

(2) 呼吸用保護具の適正な使用に関する教育

事業者は、坑内の作業に従事する労働者に対し、呼吸用保護具の適切な選択及び使用を図るため、次に掲げる事項について教育を行うこと。

- イ 粉じんによる疾病と健康管理
- ロ 粉じんによる疾病の防止

6 労働衛生教育の実施

事業者は、坑内の作業に労働者を従事させる場合には、次に掲げる労働衛生教育を実施すること。

また、これら労働衛生教育を行ったときは、受講者の記録を作成し、3年間保存すること。

(1) 粉じん作業特別教育

坑内の特定粉じん作業（粉じん障害防止規則第2条第1項第3号に規定する特定粉じん作業をいう。以下同じ。）に従事する労働者に対し、粉じん障害防止規則第22条に基づく特別教育を行うこと。

また、特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する労働者についても、特別教育に準じた教育を実施すること。

(2) 防じんマスクの適正な使用に関する教育

事業者は、坑内の作業に従事する労働者に対し、次に掲げる事項について教育を行うこと。

- イ 粉じんによる疾病と健康管理
- ロ 粉じんによる疾病の防止

ウ 別紙2に定める呼吸用保護具の選択及び使用方法

- 9 その他の粉じん対策
事業者は、労働者が、休憩の際、容易に坑外に出ることが困難な場合は、次に掲げる措置を講じた休憩室を設置すること。
(1) 清浄な空気が室内に送気され、粉じんから労働者が隔離されていること。
(2) 労働者が作業衣等に付着した粉じんを除去することのできる用具が備えられていること。

第4 元方事業者が配慮する事項

- 1 粉じん対策に係る計画の調整
元方事業者は、第3の1の粉じん対策に係る計画の策定について、第3の1から7までに定める事業者の実施すべき事項に関し、関係請負人と調整を行うこと。
- 2 教育に対する指導及び援助
元方事業者は、関係請負人が第3の8により実施する労働衛生教育について、当該教育を行う場所の提供、当該教育に使用する資料の提供等の措置を講じること。
- 3 清掃作業日の統一
元方事業者は、関係請負人が第3の3(5)アに定める清掃について、清掃日を統一的に定め、これを当該関係請負人に周知すること。
- 4 関係請負人に対する技術上の指導等
元方事業者は、関係請負人が講ずべき措置が適切に実施されるように、技術上の指導その他必要な措置を講じること。

第5 附則

- 1 本ガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3の2の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日より前に発注された下水道等建設工事については、改正前のガイドラインの第3の2、3及び4(2)イの規定は、なおその効力を有する。

ハ 防じんマスクの選択及び使用方法

- 7 その他の粉じん対策
事業者は、労働者が、休憩の際、容易に坑外に出ることが困難な場合において、次に掲げる措置を講じた休憩室を設置することが望ましいこと。
イ 清浄な空気が室内に送気され、粉じんから労働者が隔離されていること。
ロ 労働者が作業衣等に付着した粉じんを除去することのできる用具が備えられていること。

第4 元方事業者が配慮する事項

- 1 粉じん対策に係る計画の調整
元方事業者は、上記第3の1の粉じん対策に係る計画の策定について、上記第3により事業者の実施すべき事項に関し、関係請負人と調整を行うこと。
- 2 教育に対する指導及び援助
元方事業者は、関係請負人が上記第3の6により実施する労働衛生教育について、当該教育を行う場所の提供、当該教育に使用する資料の提供等の措置を講じること。
- 3 清掃作業日の統一
元方事業者は、関係請負人が上記第3の2の(4)のイにより実施する清掃について、清掃日を統一的に定め、これを当該関係請負人に周知すること。
- 4 関係請負人に対する技術上の指導等
元方事業者は、関係請負人が講ずべき措置が適切に実施されるように、技術上の指導その他必要な措置を講じること。

空気中の粉じん濃度等の測定方法

- 1 試料空気の採取
- 粉じん作業を行う坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の濃度の測定における試料空気の採取は、次に定めるところによること。
- (1) 試料空気の採取は、次のいずれかの方法によること。この場合、次の方法のうち、2以上の方法を同時に実施しても差し支えないこと。また、定期的に行う測定ごとに異なる方法による測定を行うことも差し支えないこと。
- ア 定置式の試料採取機器を用いる方法
- イ 作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法
- ウ 車両系機械（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる機械をいう。以下同じ。）に装着されている試料採取機器を用いる方法
- (2) 定置式の試料採取機器を用いる試料空気の採取
- ア 試料採取機器は、ずい道等の切羽からおおむね10メートル、30メートル及び50メートルの地点において、当該ずい道等の両側にそれぞれ設置すること。
- ただし、ずい道等建設工事のうち発破、機械掘削及びすり積み作業を行う場合は、測定を実施する労働者の安全確保の観点から、ずい道等の切羽からおおむね20メートル、35メートル及び50メートルの地点に設置することができること。
- イ 試料採取機器を設置する方法には、トンネル壁面に沿って設置した三脚に試料採取機器を固定する方法に加え、トンネルの壁面にアンカーを打ち、当該アンカーに試料採取機器を固定する方法及びトンネル壁面沿いの配管や支保工等に試料採取機器を固定する方法が含まれること。設置の際には、試料採取機器が換気装置による気流を直接受けないように留意すること。
- ウ 試料採取機器の採取口の高さは、床上50センチメートル以上150センチメートル以下の高さとし、それぞれおおむね同じ高さとする。
- (3) 作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる試料空気の採取
- ア 試料採取機器の装着は、ずい道等の切羽に近接する場所において作業に従

換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法

- 1 測定位置
- 空気中の粉じん濃度及び風速の測定点は、切羽から坑口に向かって50メートル程度離れた位置における断面において、床上50センチメートル以上150センチメートル以下の同じ高さで、それぞれの側壁から1メートル以上離れた点及び中央の点の3点とすること。
- ただし、設備等があるため測定が著しく困難な場合又はずい道等の掘削の断面積が小さい場合においては、測定点を3点とすることを除き、この限りでないこと。
- なお、換気装置等の風量の測定における風速の測定点は、風管等の送気口又は吸気口を中心の位置とすること。
- 2 測定時間帯
- 粉じん濃度等の測定は、空気中の粉じん濃度が最も高くなる粉じん作業について、当該作業が行われている時間に行うこと。
- 3 測定時間
- 空気中の粉じん濃度の一つの測定点における測定時間は、10分以上の継続した時間とすること。ただし、測定対象作業の作業時間が短いことにより、一の測定点について10分以上測定できない場合にあつては、この限りでないが、測定時間は同じ長さとする必要があること。

事する適切な数（2以上に限る。）の労働者に対して行うこと。

イ 作業工程ごとに労働者が入れ替わる場合は、それぞれの工程において切羽に近接する場所で作業に従事する作業労働者を2人以上選び、それぞれに試料採取機器を装着すること。装着する試料採取機器は、作業に支障がないものとする。

ウ ずい道等の切羽に近接する場所において作業に従事する労働者が1人以上いない場合は、当該労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた2以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取を行うことができること。

(4) 車両系機械に装着されている試料採取機器を用いる試料空気の採取

ア 試料採取機器の装着は、ずい道等の切羽に近接する場所において作業に使用されている適切な数（2以上に限る。）の車両系機械に対して行うこと。

イ 作業工程ごとに車両系機械が入れ替わる場合は、切羽に近接する場所で作業者の車両系機械を2台以上選び、それぞれに試料採取機器を装着する必要があること。また、ずり出しに使用するトラックは、切羽から坑外へ頻繁に移動することから、測定には使用しないこと。

ウ ずい道等の切羽に近接する場所において作業に使用されている車両系機械が1台しかない場合は、当該車両系機械に装着された2以上の試料採取機器により試料空気の採取を行うことができること。この場合、当該2以上の試料採取機器の間隔を可能な限り広くすること。

エ 試料採取機器を測定する箇所は、落下物による試料採取機器の損傷を防止できる等の適切な箇所とすること。また、空気中の粉じん濃度を適切に測定する必要があることから、運転用キャビン等外部環境から隔離されている箇所に試料採取機器を装着しないこと。

(5) 試料空気の採取の時間

ア 試料空気の採取の時間は、作業に従事する労働者が同一の作業日のうち坑内作業場におけるずい道等建設工事の一連の作業（掘削作業、ずり積み作業、コンクリート等吹付け作業及びロックボルト取付け作業等）に従事する全時間とし、これら一連の作業を反復する場合は、そのうちの1回の全時間とすること。

イ 発破の作業を行う場合にあつては、労働災害の防止及び試料採取機器の損傷を防ぐ趣旨から、発破の作業を行った時から当該発破による粉じんが適当

に縛められるまでの間、労働者及び試料採取機器を安全な場所に退避させ、作業を再開するときに、試料採取機器を再度設置して測定を再開すること。

2 空気中の粉じんの濃度の測定

(1) 空気中の粉じんの濃度の測定の方法

ア 次のいずれかの方法によること。
ろ 過捕集方法及び重量分析方法
相対濃度指示方法

イ アの測定には、分粒装置（試料空気中の粉じんの分粒のため、試料採取機器に接続する装置をいう。以下同じ。）を装着した測定機器を使用すること。
分粒装置は、レスピラブル（吸入性）粉じん（分粒特性が4マイクロメートル50%カットである粉じん）を適切に分粒できることが製造者又は輸入者により明らかにされているものであること。

(2) 相対濃度指示方法で使用する測定機器等

ア 相対濃度指示方法で使用する測定機器は、ポンプの流量が分粒装置を適切に機能させることができるものであり、かつ、1年以内ごとに1回、定期的に粉じん則第26条第3項の厚生労働大臣の登録を受けた者が行う較正を受けなければならないこと。

イ 相対濃度指示方法で使用する質量濃度変換係数は、併行測定（試料空気の採取において（6）ア①及び②に掲げる方法を同時に行うこと）によって得られた数値を使用すること。なお、同一の坑内作業場において複数回の測定の結果、当該係数が安定していることが確認できた場合は、当該係数をその後の測定における質量濃度変換係数として使用することができること。

ウ 次の表に掲げる測定機器については、当該測定機器の種類に応じ、次の表に定める質量濃度変換係数の値を測定等告示第1条第1項第6号ロに規定する「厚生労働省労働基準局長が示す数値」として使用することができること。

測定機器	質量濃度変換係数
LD-5R	0.002 (mg/m ³ /cpm)
LD-6N2	0.002 (mg/m ³ /cpm)

4 測定方法

(1) 空気中の粉じん濃度の測定

空気中の粉じん濃度の測定は、相対濃度指示方法によることとし、次に定めるところにより行うこと。

イ 測定機器は、光散乱方式によるものとし、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第26条第3項の厚生労働大臣の登録を受けた者により1年以内ごとに1回、定期に較正されたものを使用すること。

ロ 光散乱方式による測定機器による質量濃度変換係数は、当該測定機器の種類に応じ、次の表にそれぞれ掲げる数値とすること。

なお、次の表に掲げる測定機器以外の機器については、併行測定の実施あるいは過去に得られたデータの活用等により当該粉じんに対する質量濃度変換係数をあらかじめ定め、その数値を使用すること。

3 粉じん中の遊離けい酸含有率の測定

(1) 粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によること。これら分析方法に用いる試料は、1 (1) から (6) アに定める方法に従って採取された試料を用いること。ただし、採取する試料の数は1つで差し支えないこと。

(2) 工事前のボーリング調査等によってあらかじめ坑内作業場の主たる鉱物等の種類が明らかになっている場合には、当該鉱物等の種類に応じて文献等から統計的に求められる標準的な遊離けい酸の含有率として、次の表に定める値を使用することができること。ただし、二酸化けい素を多量に含む変成岩である珪岩の遊離けい酸含有率は、非常に高いことが推定されるため、(1) による測定を行うこと。

なお、火成岩（塩基性岩又は超塩基性岩に限る。）の遊離けい酸含有率は、文献から、次の表に掲げる鉱物等の種類に応じた遊離けい酸含有率の値よりも低いことが推定されるため、坑内作業場の主たる鉱物等の種類が火成岩（塩基性岩又は超塩基性岩に限る。）の場合は、安全側の推計値として、当該鉱物等に係る遊離けい酸含有率を20%とみなして差し支えないこと。

鉱物等の種類	遊離けい酸含有率
火成岩（酸性岩に限る。）、堆積岩及び変成岩（珪岩を除く。）	20%
火成岩（中性岩に限る。）	20%

3 風速等の測定

測定機器	質量濃度変換係数
LD-2	$2 \text{ (mg/m}^3\text{)} / \text{(mg/m}^3\text{)}$
P-5L, P-5L2, P-5L3	$0.04 \text{ (mg/m}^3\text{/cpm)}$
LD-1L, LD-5D	$0.02 \text{ (mg/m}^3\text{/cpm)}$
P-5H, P-5H2, P-5H3	$0.004 \text{ (mg/m}^3\text{/cpm)}$
3423, 3442	$0.003 \text{ (mg/m}^3\text{)} / \text{(mg/m}^3\text{)}$
LD-1H, LD-1H2, LD-3K, LD-3K2, LD-5, LD-5R	$0.002 \text{ (mg/m}^3\text{/cpm)}$

△ 粉じん濃度は、次式により計算すること。

$$\text{粉じん濃度 (mg/m}^3\text{)} = \text{質量濃度変換係数 (mg/m}^3\text{/cpm)} \times \text{相対濃度 (cpm)}$$

(1) 風速の測定

風速の測定は、熱線風速計を用いて行うこと。

(2) 換気装置等の風量の測定

換気装置等の風量は、次式により計算すること。

換気装置等の風量 (m³/min) = 風速 (m/sec) × 0.8 × 60 × 送気口又は吸気口の断面面積 (m²)

(3) 気流の方向の測定

スモークテスター等により気流の方向の確認を行うこと。

別紙2

呼吸用保護具の選択及び使用方法

1 電動ファン付き呼吸用保護具の性能

ざい道等建設工事における掘削作業、ざり積み作業及びコンクリート等吹付作業に従事する労働者に使用させなければならない電動ファン付き呼吸用保護具は、当該電動ファン付き呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものとする。

なお、切羽に近接する場所における粉じん作業は、身体負荷が大い作業が多いことから、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成 26 年厚生労働省告示第 455 号）に規定する大風量形を使用すべきである。

2 要求防護係数

要求防護係数は、次の式により計算すること。

$$PFr = (C \times Q) / 100E$$

この式において、PFr、C、Q及びEは、それぞれ次の値を表すこと。

PFr 要求防護係数

C 別紙1の2の測定における粉じん濃度の測定値の平均値（単位 ミリグラム毎立方メートル）

Q 別紙1の3の測定における遊離けい酸の含有率（単位 パーセント）

E 0.025（単位 ミリグラム毎立方メートル）

3 指定防護計数

(2) 風速の測定

風速の測定は、熱線風速計を用いて行うこと。

(3) 換気装置等の風量の測定

換気装置等の風量は、次式により計算すること。

換気装置等の風量 (m³/min) = 風速 (m/sec) × 0.8 × 60 × 送気口又は吸気口の断面面積 (m²)

(4) 気流の方向の測定

スモークテスター等により気流の方向の確認を行うこと。

指定防護係数は、別表第1の左欄に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とすること。

ただし、別表第2の左欄に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の粉じん濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具の防護係数（呼吸用保護具の外側の測定対象物の濃度を呼吸用保護具の内側の濃度で除したもの。）が同表の右欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合には、同表の左欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とすることができること。

別表第1

電動ファン付き呼吸用保護具の種類		指定防護係数
全面形面体	S級	PS3又はPL3
	A級	PS2又はPL2
	A級又はB級	PS1又はPL1
半面形面体	S級	PS3又はPL3
	A級	PS2又はPL2
	A級又はB級	PS1又はPL1
フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3
	A級	PS2又はPL2
S級、A級又はB級	S級	1,000
	A級	90
S級、A級又はB級	S級	19
	A級	50
S級、A級又はB級	S級	33
	A級	14
S級、A級又はB級	S級	25
	A級	20
S級、A級又はB級	S級	20
	A級	11

備考 S級、A級及びB級は、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成26年厚生労働省告示第455号）第1条第4項の規定による区分（以下同じ。）であること。
PS1、PS2、PS3、PL1、PL2及びPL3は、同条第5項の規定による区分（以下同じ。）であること。

別表第2

電動ファン付き呼吸用保護具の種類	指定防護係数
------------------	--------

半面形面体又はフェイスシールド形	S級かつP S 3又	300
フード形	はP L 3	1,000

○厚生労働省告示第二百六十五号

粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第六条の三、第六条の四第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等を次のように定める。

令和二年七月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等

（粉じんの濃度等の測定及び評価）

第一条 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）第六条の三第一項及び第六条の四第二項の規定による粉じん濃度の測定は、次に定めるところによらなければならぬ。

- 一 試料空気の採取は、次のいずれかの方法によること。
- イ 定置式の試料採取機器を用いる方法
- ロ 作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法
- ハ 車両系機械（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる機械をいう。第四号において同じ。）に装着されている試料採取機器を用いる方法

二 前号イに掲げる方法により試料空気の採取を行う場合においては、次に定めるところによること。

イ 試料採取機器は、ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）の切羽からおおむね十メートル、三十メートル及び五十メートルの地点において、当該ずい道等の両側にそれぞれ設置すること。ただし、粉じん則別表第三第一号の二又は第二号の二の作業を行う場合は、ずい道等の切羽からおおむね二十メートル、三十五メートル及び五十メートルの地点に設置することができる。

ロ 試料採取機器の採取口の高さは、床上五十センチメートル以上百五十センチメートル以下の高さとし、それぞれおおむね同じ高さとする。

三 第一号ロに掲げる方法により試料空気の採取を行う場合においては、試料採取機器の装着は、ずい道等の切羽に近接する場所において作業に従事する適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、ずい道等の切羽に近接する場所において作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

四 第一号ハに掲げる方法により試料空気の採取を行う場合においては、試料採取機器の装着は、

ずい道等の切羽に近接する場所において作業に使用されている適切な数（二以上に限る。）の車両系機械における適切な箇所に対して行うこと。ただし、ずい道等の切羽に近接する場所において作業に使用されている一の車両系機械において適切な間隔をおいた箇所に装着されている二以上の試料採取機器により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

五 試料空気の採取の時間は、作業に従事する労働者が一の作業日のうち粉じん則別表第三第一号の二、第二号の二及び第三号の二の作業（これら一連の作業を反復する場合は、そのうちの一回）に従事する全時間（発破の作業を行った場合にあつては、当該作業を行った時から当該発破による粉じんが適当に薄められるまでの間を除く。）とすること。

六 空気中の粉じん濃度の測定は、次のいずれかの方法によること。ただし、口に掲げる方法による場合においては、使用される測定機器は、一年以内ごとに一回、定期に、粉じん則第二十六条第三項の厚生労働大臣の登録を受けた者が行う較正を受けたものでなければならぬ。

イ 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第二項の要件に該当する分粒装置（ロにおいて「分粒装置」という。）を用いるる過捕集方法及び重量分析方法

ロ 分粒装置を用いる相対濃度指示方法（一以上の試料空気の採取においてイ及びロに掲げる方法を同時に行うことによつて得られた数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を質量濃度変換係数として使用する場合に限る。）

2 粉じん則第六条の三第一項の規定による粉じん濃度の測定の結果は、当該切羽の粉じん濃度の測定における測定値の平均値により評価するものとする。

3 粉じん則第六条の三第二項の規定による粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。

(呼吸用保護具の使用)

第二条 粉じん則第二十七条第二項に規定する電動ファン付き呼吸用保護具は、当該電動ファン付き呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$PF_r = \frac{C \times Q}{100E}$$

この式において、 P 、 F_r 、 C 、 Q 及び E は、それぞれ次の値を表すものとする。

要求防護係数

C 前条第一項の測定における粉じん濃度の測定値の平均値 (単位 ミリグラム毎立方メートル)

Q 前条第三項の測定における粉じん中の遊離けい酸の含有率 (単位 パーセント)

〔E 〇・〇二五 (単位 ミリグラム毎立方メートル) 〕

3 第一項の指定防護係数は、別表第一の上欄に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第二の上欄に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の粉じん濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

別表第一 (第二条関係)

全面形面体		電動ファン付き呼吸用保護具の種類			指定防護係数
S級	P S三又はP L三	一、〇〇〇	全面形面体		
A級	P S二又はP L二	九〇	全面形面体		
A級又はB級	P S一又はP L一	一九	全面形面体		
半面形面体		全面形面体			
S級	P S三又はP L三	五〇	半面形面体		
A級	P S二又はP L二	三三	半面形面体		
A級又はB級	P S一又はP L一	一四	半面形面体		

備考 S級、A級及びB級は、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成二十六年厚生労働省告示第四百五十五号）第一条第四項の規定による区分（別表第二において同じ。）であること。PS一、PS二、PS三、PL一、PL二及びPL三は、同条第五項の規定による区分（同表において同じ。）であること。	フード形又はフェイスシールド形		S級	PS三又はPL三	二五
	フェイスシールド形		A級	PS二又はPL二	二〇
	S級又はA級		S級又はA級		二〇
	S級、A級又はB級		S級又はB級	PS一又はPL一	一一

別表第二（第二条関係）

電動ファン付き呼吸用保護具の種類		指定防護係数
半面形面体又はフェイスシールド形	S級かつPS三又はPL三	三〇〇
フード形		一、〇〇〇

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○厚生労働省告示第二百六十五号

粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第六条の三、第六条の四第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等を次のように定める。

令和二年七月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（粉じんの濃度等の測定及び評価）

第一条 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん規則」という。）第六条の三第一項及び第六条の四第二項の規定による粉じん濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 試料空気の採取は、次のいずれかの方法によること。
- イ 定置式の試料採取機器を用いる方法
- ロ 作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法
- ハ 車両系機械（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる機械をいう。第四号において同じ。）に装着されている試料採取機器を用いる方法

二 前号イに掲げる方法により試料空気採取を行う場合においては、次に定めるところによること。

イ 試料採取機器は、ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）の切羽からおおむね十メートル、三十メートル及び五十メートルの地点において、当該ずい道等の両側にそれぞれ設置すること。ただし、粉じん別表第三第一号の二又は第二号の二の作業を行う場合は、ずい道等の切羽からおおむね二十メートル、三十五メートル及び五十メートルの地点に設置することができる。

ロ 試料採取機器の採取口の高さは、床上五十センチメートル以上五十センチメートル以下の高さとし、それぞれおおむね同じ高さとする。

三 第一号ロに掲げる方法により試料空気採取を行う場合においては、試料採取機器の装着は、ずい道等の切羽に近接する場所において作業に従事する適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、ずい道等の切羽に近接する場所において作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気採取が行われたときは、この限りでない。

四 第一号ハに掲げる方法により試料空気採取を行う場合においては、試料採取機器の装着は、ずい道等の切羽に近接する場所において作業に使用されている適切な数（二以上に限る。）の車両系機械における適切な箇所に対して行うこと。ただし、ずい道等の切羽に近接する場所において作業に使用されている一の車両系機械において適切な間隔をおいた箇所に装着されている二以上の試料採取機器により試料空気採取が行われたときは、この限りでない。

五 試料空気採取の時間は、作業に従事する労働者が一の作業日のうち粉じん別表第三第一号の二、第二号の二及び第三号の二の作業（これら一連の作業を反復する場合は、そのうちの一回）に従事する全時間（発破の作業を行った場合にあつては、当該作業を行った時から当該発破による粉じんが適当に薄められるまでの間を除く。）とする。

六 空气中の粉じん濃度の測定は、次のいずれかの方法によること。ただし、ロに掲げる方法による場合においては、使用される測定機器は、一年以内ごとに一回、定期的に、粉じん別表第二十六条第三項の厚生労働大臣の登録を受けた者が行う較正を受けたものでなければならない。

イ 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第二項の要件に該当する分粒装置（ロにおいて「分粒装置」という。）を用いるる過捕集方法及び重量分析方法

ロ 分粒装置を用いるる相対濃度指示方法（二以上の試料空気採取においてイ及びロに掲げる方法を同時にを行うことによつて得られた数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を質量濃度変換係数として使用する場合に限る。）

2 粉じん別表第六条の三第一項の規定による粉じん濃度の測定の結果は、当該切羽の粉じん濃度の測定における測定値の平均値により評価するものとする。

3 粉じん別表第六条の三第二項の規定による粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。

（呼吸用保護具の使用）
第二条 粉じん別表第二十七條第二項に規定する電動ファン付き呼吸用保護具は、当該電動ファン付き呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。
 $PF = \frac{C \times Q}{100E}$

（この式において、PF、C、Q及びEは、それぞれ次の値を表すものとする。）
PF、要求防護係数

（C 前条第一項の測定における粉じん濃度の測定値の平均値（単位 ミリグラム毎立方メートル）
Q 前条第三項の測定における粉じん中の遊離けい酸の含有率（単位 パーセント）
E O・O二五（単位 ミリグラム毎立方メートル）

3 第一項の指定防護係数は、別表第一の上欄に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の種類に依り、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第二の上欄に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の粉じん濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に依り、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

別表第一（第二条関係）
電動ファン付き呼吸用保護具の種類
指定防護係数

全面形面体	S級	PS三又はPL三	指定防護係数
	A級	PS二又はPL二	
半面形面体	A級又はB級	PS一又はPL一	一九
	S級	PS三又はPL三	
フード形又はフェイスシールド形	A級又はB級	PS二又はPL二	三三
	S級	PS一又はPL一	
A級	A級又はB級	PS一又はPL一	一四
	S級	PS三又はPL三	
S級又はA級	A級又はB級	PS二又はPL二	二〇
	S級	PS一又はPL一	
S級、A級又はB級			一一

備考 S級、A級及びB級は、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成二十六年厚生労働省告示第四百五十五号）第一条第四項の規定による区分（別表第一において同じ。）であること。PS一、PS二、PS三、PL一、PL二及びPL三は、同条第五項の規定による区分（同表において同じ。）であること。

別表第二（第二条関係）
電動ファン付き呼吸用保護具の種類
指定防護係数

半面形面体又はフェイスシールド形	S級かつPS三又はPL三	三〇〇
フード形		一、〇〇〇

附則
この告示は、令和三年四月一日から施行する。